

子育てのための施設等利用給付認定 (新1号・新2号・新3号)

概要

国立幼稚園や子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園（宮内白ゆり幼稚園）、認定こども園などの預かり保育、認可外保育施設や一時保育などの利用料について、「幼児教育・保育の無償化」を受けるには、お子さんの年齢や世帯の課税状況、保育の必要性などに応じて、「施設等利用給付」の認定を受ける必要があります。

保育の必要性とは（両親ともに当てはまる方のみ）

- ・月48時間以上の就労又は就学
- ・産前産後8週
- ・保護者の傷病や障害
- ・親族の介護や看護
- ・震災等の災害復旧
- ・下の子の育児休業
- ・求職活動 など

対象となるお子さん

- ◇新1号認定：幼稚園（新制度園を除く）を利用する、満3歳以上のお子さん
- ◇新2号認定：保育が必要な理由に該当する、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）のお子さん
- ◇新3号認定：保育が必要な理由に該当する、市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスのお子さん

無償化の対象施設・サービス

- ◇新1号認定：基本の保育料のみ
 - ・宮内白ゆり幼稚園
 - ・新潟大学附属幼稚園
- ◇新2号・新3号認定：預かり保育などの利用料
 - ・宮内白ゆり幼稚園（+基本の保育料）
 - ・新潟大学附属幼稚園（+基本の保育料）
 - ・認定こども園などの預かり保育
 - ・認可外保育施設
 - ・一時保育
 - ・病児・病後児保育
 - ・ファミリー・サポート・センター

